

## 公 告

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、次のとおりお知らせします。

令和8年2月6日

和歌山県

1 太陽光発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（1）太陽光発電事業実施予定者

有限会社フェニックス

代表取締役 徳山 聖也

（2）住所

大阪府八尾市上尾町四丁目1番11号

2 太陽光発電事業計画の変更概要

事業の名称	和歌山橋本発電所
事業区域の所在地	橋本市菖蒲谷字徳目15に14-1、17の一部、公用廃止の一部を追加
事業の規模	合計出力：249.5kWから250kWへ変更 事業区域：3,676 m <sup>2</sup> から5,035 m <sup>2</sup> へ変更

3 条例第5条の規定により講じた措置の概要（説明会等の実施状況）

令和6年4月20日 菖蒲谷自治区に対し説明会を実施

4 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定情報

認定年月日	令和2年2月28日
識別番号（認定ID）	AZ98324E30
認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	有限会社フェニックス 代表取締役 徳山 明

認定発電設備の区分	太陽光発電設備(10kW以上500kW未満)
認定発電設備の発電出力	249.5kW
認定発電設備の所在地	橋本市菖蒲谷字徳目15番

## 5 条例第7条の規定による申請年月日

令和7年9月10日

## 6 縦覧及び意見募集期間

令和8年2月6日(金)から同年3月6日(金)まで

## 7 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境管理課(県庁本館4階) 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL:073-441-2688	9:00~17:45	土、日、祝日
橋本市役所 生活環境課(本庁1階) 橋本市東家一丁目1番1号 TEL:0736-33-6100	8:30~17:15	

## 8 意見提出方法等

意見提出方法	提出先等
直接提出 (縦覧可能な日時のみ)	①和歌山県庁 環境管理課 ②橋本市役所 生活環境課
郵送	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁 環境管理課(当日必着)
FAX	073-441-2689(県環境管理課)
電子メール	e0321001@pref.wakayama.lg.jp(県環境管理課)

- 各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境管理課のホームページからダウンロードできます。
- 意見書用紙に必要事項が記載されていない場合又は虚偽の事項が記載されている場合は、無効とします。
- いただいた意見は、個人情報を除いた上、その概要を事業者見解とともに和歌山県環境管理課のホームページで一定期間公表することがあります。

## 9 その他

- (1) 縦覧に供する資料(認定申請書一式)に含まれる個人情報(個人名、住所等)や企業情報(法人代表者の印影、定款等)に関しては黒塗りし、非公開としている

ます。

ただし、個人名等であっても、一般に公にされている情報は公開とします。

(2) 上記8で提出された意見や関係法令の許認可に係る審査等により、太陽光発電事業の計画は縦覧に供されたものから変更されることがあります。